

## 令和7年度 保育園等入所に関するQ&amp;A

Q 1 支給認定証とは何ですか。また、どのような時に支給認定証を使うのですか。

A 1 保育の必要性の有無や必要量等の認定内容を記載したものが「支給認定証」です。保育が必要な方は、保育必要量に応じ「保育標準時間」又は「保育短時間」の区分で認定され、利用できる保育時間が異なります。各区分の保育時間を超えて利用する場合には、延長保育料が発生する施設もあります。

ただし、実際の利用時間は、就労証明書等から自宅で保育ができない時間を確認のうえ保育園等が決定しますので、各区分の保育時間の上限まで利用できるとは限りません。

支給認定証は、認定内容の確認のため、保育園等から提示を求められることがあります。

Q 2 保育認定に期限はありますか。

A 2 保育認定には、期限があります。例えば、保育を必要とする理由を「求職活動」で申請した方は、入所日から90日を経過する日が属する月の末日が認定の期限となります。求職活動で認定され、支給認定証の有効期間が入所日から90日を経過する日が属する月の末日より前に終了する方は、入所日の前日又は有効期間終了日までに支給認定証及び「教育・保育給付認定申請書」を提出してください。申請することで、入所日から90日を経過する日が属する月の末日までが有効期間となり、保育園等の利用が可能となります。（例：4月1日入所→6月30日が期限）また、認定の期限までに保育の必要な事由に該当する証明書を提出することで、継続して保育認定を受けることができます。

なお、年齢によって認定区分が異なるため、3号認定は満3歳の誕生日の前々日が認定の期限となります。満3歳になることによる2号認定への切り替えは、市が教育・保育給付認定を変更し、支給認定証を交付しますので、手続きは不要です。

Q 3 保育必要量（保育時間）の認定はどのように決められるのですか。

A 3 原則として、保護者の労働等時間が月120時間以上の場合は標準時間認定をしており、保護者の労働等時間が120時間未満の場合や育児休業中、求職活動中の場合又は「教育・保育給付認定申請書」提出の際に保育短時間認定を希望された場合には短時間認定としています。（「令和7年度幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内（以下「ご案内」という。）」34～35ページ参照）

ただし、労働等時間が120時間に満たない場合でも、早朝又は夜間等に勤務をしているなど、延長保育料が常態的に発生してしまう場合においては、標準時間認定を希望することが可能です。

Q 4 保育標準時間、保育短時間の保育時間は何時から何時までですか。

A 4 基本的に、保育標準時間は7時から18時までの11時間の利用、保育短時間は8時30分から16時30分までの8時間の利用が可能となります。（一部の施設においては異なります。）

上記時間の範囲内で、通勤時間や労働時間等、保育の必要な事由に応じた利用時間を保育園等が決定することになります。一方で、保育の必要な事由の関係で、さらに保育が必要となる場合、上記の時間外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能なることもあります。

なお、保育標準時間と保育短時間とでは、保育料が異なります。また、上記の保育時間外での利用には、施設によって「延長保育料」が発生することがあります。

Q 5 保育標準時間の認定を受ければ、必ず11時間の利用が可能ですか。

A 5 保育標準時間に限らず保育短時間の認定を受けた方についても、労働時間や通勤時間等に  
応じた利用時間を保育園等が決定することになりますので、必ずしも保育標準時間の認定を  
受けた方は一律11時間、保育短時間の認定を受けた方は一律8時間利用できるわけではな  
く、保育を必要とする時間によっては利用時間が短くなることもあります。

Q 6 保育短時間認定で、8時30分では間に合わず8時20分に保育園等に行きたいのですが、  
どうしたらよいでしょうか。

A 6 保育短時間の方の保育時間は、通常は8時30分から16時30分までの間で、保育の必  
要な事由（労働時間や通勤時間等）に応じて保育園等で決定されることとなりますが、通勤方  
法や通勤時間等によって8時30分からの利用では間に合わない場合には、8時30分以前  
の利用も可能ですので、保育園等にご相談ください。ただし、受けている認定の保育時間外で  
の利用には、施設によって「延長保育料」が発生することがあります。

Q 7 保育短時間認定となりましたが、労働時間が午後からのため、認定された保育時間とうまく  
かみあわず、延長保育料が発生してしまうのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 7 例えば、労働時間が13時から18時までの場合など、常態的に保育時間（8時30分から  
16時30分まで）を超えて利用せざるを得ず、延長保育料が発生する場合については、労働  
等時間が月120時間未満でも保育標準時間を希望できます。

なお、これはあくまでも延長保育料の発生を防ぐ措置であるため、保育標準時間で認定さ  
れた場合でも、利用時間は労働時間や通勤時間等に応じて保育園等が決定しますので、保育  
短時間で認定されていた場合と比較して利用時間が長くなるわけではありません。

Q 8 支給認定証の内容を変更したい場合はどうすればいいですか。

A 8 例えば、短時間認定を受けている方が120時間以上の労働等で標準時間認定に切り替え  
る場合のように、認定区分（事由又は保育必要量）の変更を希望する場合は、「教育・保育給  
付認定変更申請書」及び就労証明書等の変更事由を証明する書類を提出することで、認定内  
容の変更申請をすることができます。

また、保護者及びお子さんの氏名、住所、続柄等が変更となった場合は「教育・保育給付認  
定申請内容変更届出書」の提出が必要となります。

必要書類等の詳細につきましては、「ご案内」の67～68ページをご覧ください。

Q 9 2歳児までの保育施設を利用する場合、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか。

A 9 0～2歳児を対象とする保育園や小規模保育施設等には、卒園後の通園先として「連携施  
設」（認定こども園や幼稚園、保育園）を設定している施設と、設定されていない施設があり  
ます。

保育施設を連携先として設定している施設に通所している方は、3歳児クラスからは在所  
している保育園等の連携施設に通所することとなります。連携施設以外の保育園等を希望す  
る場合には、転所申請が必要となります。

幼稚園を連携先として設定している施設又は連携先がない施設に通所しており、3歳児ク  
ラスで再度保育園・認定こども園（保育利用）に入所申請をする場合、朝霞市保育認定利用調  
整基準表の「児童の保育状況」について「受入れが2歳児クラスまでの認可保育施設（居宅訪  
問型保育事業・事業所内保育事業の地域枠以外を除く）に入所しており、当該施設が連携施設  
を設定していない又は幼稚園を連携施設として設定している場合における、3歳児クラスの  
利用調整申請」の100点を加算します。

連携施設の詳細については、「ご案内」の42～43ページをご覧ください。

上記質問の他、ご不明な点等がありましたら、保育課窓口・電話等でご相談ください。